

② 茨城県動物の愛護および管理に関する条例の一部が改正されます

「つながっていない犬」「外飼いの猫」などについての苦情や相談が増えています。身勝手な親心から放し飼いをすることや首輪を緩く付けること、散歩中の不注意もペットを危険な環境に投じるだけでなく、周辺住民に迷惑や恐怖感を与える原因となります。ペットを飼うときは動物の習性を正しく理解し、周囲の生活環境に迷惑をかけない「心くばり」と「しつけ」をお願いします。

また、飼い犬、飼い猫がいなくなったら、すぐに市役所、警察、茨城県動物指導センターにご連絡ください。

平成 31 年 4 月より「茨城県動物の愛護および管理に関する条例」の下記の事項が厳罰化されます。これまで以上の適正飼養を心掛けてください。

改正内容（一部）

措置命令違反（措置命令：殺処分、けい留、施設の設置・改善、口輪の装着等）

【改正前】6 カ月以下の懲役または 20 万円以下の罰金

【改正後】6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金

立入調査拒否

【改正前】20 万円以下の罰金

【改正後】30 万円以下の罰金

犬のけい留義務違反（けい留：飼い犬を逃げるおそれがなく、人に危害を加えることのないように、柵、檻その他の囲いの中で飼養または鎖等でつないでおくこと）

【改正前】5 万円以下の罰金または科料

【改正後】30 万円以下の罰金

問 環境保全課（内線 125） 笠間支所地域課（内線 72115） 岩間支所地域課（内線 73115）

③ 心身に障がいのある方に対する自動車税減免（免除）

申請の出張窓口を開設します

茨城県では、障がい者手帳の交付を受けている方に対し、障がい等級が一定の要件を満たしている場合は自動車税および自動車取得税を減免する制度を設けています。手続きは、年間を通じて水戸県税事務所で受け付けていますが、次の日程で減免申請の出張窓口を開設します。必要な書類等、詳細については、水戸県税事務所までお問い合わせください。

※軽自動車税の減免は笠間市役所税務課での手続きとなります。

日時 2月5日（火）午前10時～正午、午後1時～4時

2月6日（水）午後1時～4時

場所 市役所本所 1階 相談室（笠間市中央 3-2-1）

問 水戸県税事務所 収税第一課 TEL 029-221-6605

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

④ デマンドタクシーかさまへの電話のかけ間違いが増えています

デマンドタクシーかさまの予約センターへの電話のかけ間違いにより、市民の方へご迷惑をおかけする事例が多くなっています。

予約電話の際には、局番をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

デマンドタクシーかさま予約センター TEL **0296-70-9000**

受付時間 午前8時15分～午後5時

問 笠間市商工会 友部事務所 TEL 0296-77-0532 企画政策課（内線 555）